

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>第1 趣旨</p> <p>1 東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における廃炉作業等を着実に進めるに当たっては、作業に従事する労働者の安全と健康を確保するため、計画－実施－評価－改善のサイクルによる安全衛生管理に基づく安全管理、被ばく管理、健康管理等を徹底することが必要である。また、適切な安全衛生管理体制の確立のためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等を請け負う事業者（以下「元方事業者」という。）による安全衛生管理も必要不可欠であるほか、被ばく管理等の実施については、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施主体である発電所、発電所の支援業務等を実施している東京電力ホールディングス株式会社の本社及び福島第一廃炉推進カンパニー（以下「本社等」という。）がそれぞれの役割を果たす必要がある。このため、東京電力の第一義的な責任のもとに、本社等、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築する必要がある。</p> <p>2 東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスクアセスメントの実施、安全衛生教育の充実等による労働安全衛生水準の向上</p> <p>廃炉作業等は、工事、作業の内容や周囲の状況が様々であることから、危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、優先度を設定した上で、リスク低減措置を決定するというリスクアセスメントを、東京電力の第一義的な責任のもとに、発電所、元方事業者及び請負人（発電所又は元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>1 東京電力及び元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の強化</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における廃炉作業等を着実に進めるに当たっては、作業に従事する労働者の安全と健康を確保するため、計画－実施－評価－改善のサイクルによる安全衛生管理に基づく安全管理、被ばく管理、健康管理等を徹底することが必要である。また、適切な安全衛生管理体制の確立のためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等を請け負う事業者（以下「元方事業者」という。）による安全衛生管理も必要不可欠であるほか、被ばく管理等の実施については、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施主体である発電所、発電所の支援業務等を実施している東京電力本社、福島第一廃炉推進カンパニー（以下「本社等」という。）がそれぞれの役割を果たす必要がある。このため、東京電力の第一義的な責任のもとに、本社等、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築する必要がある。</p> <p>2 東京電力、元方事業者及び関係請負人によるリスクアセスメントの実施、安全衛生教育の充実等による労働安全衛生水準の向上</p> <p>廃炉作業等は、工事、作業の内容や周囲の状況が様々であることから、危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、優先度を設定した上で、リスク低減措置を決定するというリスクアセスメントを、東京電力の第一義的な責任のもとに、発電所、元方事業者及び請負人（発電所又は元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次全ての請負</p>

負人」という。)がともに実施し、その結果を踏まえた労働災害防止対策を計画的に実施する必要がある。

また、新規入場者等に対しては、安全衛生教育を充実するとともに、元方事業者の作業計画作成者や関係請負人の作業指揮者に対する被ばく低減措置等に関する教育を強化する必要がある。

3 (略)

4 適切な健康管理の実施、緊急医療体制の確保及び作業環境の改善

労働者の健康管理のため、法定の健康診断及びそれに基づく事後措置の適切な実施を図るとともに、日常的な健康管理、熱中症対策を適切に進める必要がある。併せて、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成27年8月31日付け健康保持増進のための指針公示第6号。以下「大臣指針」という。)に基づき、発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理を適切に実施する必要がある。

また、労働災害の発生に備え、発電所構内の緊急医療体制を構築するとともに、被災労働者を適切な医療機関に迅速に搬送するための体制を強化する必要がある。

さらに、廃炉作業等における作業環境の改善を図るため、休憩所や給食施設の充実、汚染された線源の除去や隔離、保護具の最適化を進める必要がある。

負人」という。)がともに実施し、その結果を踏まえた労働災害防止対策を計画的に実施する必要がある。

さらに、毎月500人規模の労働者が新規に発電所に入構している一方、それと比較して労働者総数の伸びは少ないことから、毎月、新規入場者とほぼ同等の人数が発電所の作業から離れているとみられる。このため、新規入場者等に対する安全衛生教育を充実するとともに、元方事業者の作業計画作成者や関係請負人の作業指揮者に対する被ばく低減措置等に関する教育を強化する必要がある。

3 (略)

4 適切な健康管理の実施、緊急医療体制の確保及び作業環境の改善

労働者の健康管理のため、法定の健康診断及びそれに基づく事後措置の適切な実施を図るとともに、日常的な健康管理、熱中症対策を適切に進める必要がある。併せて、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日公示第5号。平成28年4月1日より「原子力施設における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に改正予定。以下「大臣指針」という。)に基づき、発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理を適切に実施する必要がある。

また、労働災害の発生に備え、発電所構内の緊急医療体制を構築するとともに、被災労働者を適切な医療機関に迅速に搬送するための体制を強化する必要がある。

さらに、廃炉作業等における作業環境の改善を図るため、休憩所や給食施設の充実、汚染された線源の除去や隔離、保護具の最適化を進める必要がある。

第5 被ばく線量管理

1 東京電力が実施すべき事項

(1)～(3) (略)

(4) 関係請負人に対する援助等

発電所長は、被ばく線量の通知に関して、次に掲げる措置を適切に実施すること。

ア 遅滞なく線量の通知を行えるよう、元方事業者に対して必要な援助を行うこと。

イ 被ばく線量を労働者に確実に通知するため、関係請負人が労働者に被ばく線量を通知する際には、書面等により行うよう必要な指導又は援助を行うこと。

2 (略)

第6・7 (略)

第8 厚生労働省への報告

1～6 (略)

7 指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出について

東京電力及び元方事業者は、次に掲げる指定緊急作業等従事者等に係る記録等について、別紙4に定めるところにより、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

(1)～(3) (略)

別紙1 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に係る線量管理に係る留意点について

1～3 (略)

(削る)

第5 被ばく線量管理

1 東京電力が実施すべき事項

(1)～(3) (略)

(4) 関係請負人に対する援助等

発電所長は、被ばく線量の通知に関して、次に掲げる措置を適切に実施すること。

ア 遅滞なく線量の通知を行えるよう、元方事業者に対して必要な援助を行うこと。

イ 被ばく線量を労働者に確実に通知するため、関係請負人が労働者に被ばく線量を通知する際には、書面により行うよう必要な指導又は援助を行うこと。

2 (略)

第6・7 (略)

第8 厚生労働省への報告

1～6 (略)

7 指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出について

東京電力及び元方事業者は、次に掲げる指定緊急作業従事者等に係る記録等について、別紙4に定めるところにより、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

(1)～(3) (略)

別紙1 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に係る線量管理に係る留意点について

1～3 (略)

4 APDと積算線量計の比較及び評価

発電所長及び元方事業者は、次に掲げる事項を適切に実施すること。

(1) 積算線量計は、就業中継続して着用が可能であること、方向特性等による誤差がAPDより小さいこと等から、APDより信頼性が高いとされているが、ガンマ線による実効線量について、積算線量計とAPDの値で、以下に留意の上で各事業者が定め

4～7 (略)

別紙2 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に
に従事する労働者の熱中症予防対策について

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する労働者の熱中症予防対策については、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づき対策を実施するとともに、特に以下の点について重点的に実施すること。

1 作業環境管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature) の
値の活用

作業場所ごとにWBGT指数計を設置すること等により、当該場所における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、身体作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症のリスクの評価の結果について記録すること。

(2) (略)

2 作業管理

る一定の基準を超える乖離がある場合は、データの確認等の調査を実施すること。

① 日本工業規格(JIS)では、APDの指示誤差として±30%を認めており、また、国際原子力機関(IAEA)の安全基準では、二つ別々の測定器による誤差はおおむね35%程度までが認められている。しかしながら、発電所内において、年40ミリシーベルトなど法定被ばく限度に近い被ばく限度まで作業する作業者に対しては、より慎重な取扱いが必要であること。

② このため、乖離の調査を行うための基準値としては、今回のデータ分析による標準偏差(0.094)のおよそ2倍である±20%を上回らない値とすることが望ましいこと。

(2) (1)のデータの確認を行ってもなおAPDの値が積算線量計より高い場合は、APDの値を記録値として採用すること。

5～8 (略)

別紙2 東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に
に従事する労働者の熱中症予防対策について

東電福島第一原子力発電所の廃炉作業等に従事する労働者の熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づき対策を実施するとともに、特に以下の点について重点的に実施すること。

1 作業環境管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature) の
値の活用

作業場所ごとにWBGT測定器を設置すること等により、当該場所における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、作業強度の変更等を行うこと。また、熱中症のリスクの評価の結果について記録すること。

(2) (略)

2 作業管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業時間の短縮等

作業場所における熱中症のリスクに応じて、作業時間の短縮、休憩の頻度や休憩時間の調整、身体作業強度の変更等を行うこと。また、一回の作業時間に上限を設定すること、日中の暑い時間帯を避け、早朝、夕方の比較的涼しい時間帯に作業を行うこと等、作業時間の設定に留意すること。

特に、熱中症による死亡災害が多く発生する7月、8月の14時から17時の炎天下においては、原則として熱中症のおそれのある作業を行わない等、厳しい条件下での作業に十分に配慮した作業時間を設定すること。なお、連続的な監視が必要な作業等、やむを得ず作業を行う場合には、休憩の頻度、休憩時間の増加等、熱中症予防対策に万全を期すこと。

(2) 暑熱順化

新たに作業に従事する労働者等については、暑熱順化のための期間を設け、作業時間や休憩の頻度、身体作業強度の調整を行う等、暑熱順化に留意すること。暑熱順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3)~(5) (略)

3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) (略)

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア (略)

イ 監理・監督者による巡視、労働者からの申し出、休憩時の心拍数 (bpm) のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な労働者について心拍数が数分

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 作業時間の短縮等

作業場所における熱中症のリスクに応じて、作業時間の短縮、休憩の頻度や休憩時間の調整、作業強度の変更等を行うこと。また、一回の作業時間に上限を設定すること、日中の暑い時間帯を避け、早朝、夕方の比較的涼しい時間帯に作業を行うこと等、作業時間の設定に留意すること。

特に、熱中症による死亡災害が多く発生する7月、8月の14時から17時の炎天下においては、原則として熱中症のおそれのある作業を行わない等、厳しい条件下での作業に十分に配慮した作業時間を設定すること。なお、連続的な監視が必要な作業等、やむを得ず作業を行う場合には、休憩の頻度、休憩時間の増加等、熱中症予防対策に万全を期すこと。

(2) 熱への順化

新たに作業に従事する労働者等については、順化のための期間を設け、作業時間や休憩の頻度、作業強度の調整を行う等、熱への順化に留意すること。熱への順化期間については、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることを目安とすること。

(3)~(5) (略)

3 健康管理

発電所長及び元請事業者は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) (略)

(2) 健康診断結果等に基づく対応等

ア (略)

イ 監理・監督者による巡視、労働者からの申し出、休憩時の心拍数 (bpm) のモニタリング結果等により、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候を把握した場合は、作業中断も含めた措置を行う等作業者の健康管理を行うこと。なお、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候としては、心機能が正常な労働者について心拍数が数分

間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、身体作業強度がピークに達した時点から 1 分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。

4～6 (略)

別紙 3 (略)

別紙 4 指定緊急作業等従事者等に係る健康診断結果等の記録等の提出に係る留意事項

1 電離則第 59 条の 2 第 1 項の規定による健康診断の結果の記録の写しの報告について

(1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）様式第 5 号には、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 4 項に基づく指示による臨時健康診断の結果が含まれること。

また、電離則様式第 1 号の 2 及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染則」という。）様式第 2 号には、配置替えの際の健康診断の結果が含まれること。

なお、電離則様式第 1 号の 3 の特例緊急作業従事者に係る「緊急時電離放射線健康診断個人票」については、他の業務に配置替えの際及び離職する際の健康診断の結果が含まれること。

(2) 発電所構内の作業に従事する労働者に係る報告については、発電所長又は元方事業者が、自らが行う仕事における関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。なお、関係請負人、対象となる労働者ともに少数である場合等であって、関係請負人において確実に報告がなされると認められる場合には、この限りでないこと。

間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、作業強度がピークに達した時点から 1 分後の心拍数が 120 を超える場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合があること。

4～6 (略)

別紙 3 (略)

別紙 4 指定緊急作業従事者等に係る健康診断結果等の記録等の提出に係る留意事項

1 電離則第 59 条の 2 第 1 項の規定による健康診断の結果の記録の写しの報告について

(1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）様式第 5 号には、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 4 項に基づく指示による臨時健康診断の結果が含まれること。

また、電離則様式第 1 号の 2 及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染則」という。）様式第 2 号には、配置替えの際の健康診断の結果が含まれること。

なお、平成 28 年 4 月 1 日から施行される予定の改正電離則第 59 条の 2 において提出が義務づけられる特例緊急作業従事者に係る「緊急時電離放射線健康診断個人票」(様式第 1 号の 3)については、他の業務に配置替えの際及び離職する際の健康診断の結果が含まれること。

(2) 発電所構内の作業に従事する労働者に係る報告については、発電所長又は元方事業者が、自らが行う仕事における関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。なお、関係請負人、対象となる労働者ともに少数である場合等であって、関係請負人において確実に報告がなされると認められる場合には、この限りでないこと。

また、当該報告については、指定緊急作業等従事者等を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、指定緊急作業等従事者等の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

- (3) 報告に当たっては、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）又はCSV形式による電磁的記録により報告すること。CSV形式による電磁的記録による場合は、一般健康診断結果については別添1のデータフォーマット、電離則又は除染則に基づく健康診断結果については別添2のデータフォーマットを使用すること。

なお、健康診断結果の個人票に、過去の健康診断結果や複数の労働者の健康診断結果が記載されている等、複数回、複数人の健康診断結果が記載されている場合には、報告対象となる健康診断結果に矢印を付しそれ以外の健康診断結果を斜線等で消去すること、又は、報告対象となる労働者及び健診実施年月日の一覧を別途添付すること等により、対象を明確にした上で報告すること。

(4) (略)

2 電離則第59条の2第2項の規定による線量等管理実施状況報告について

(1) 発電所構内での作業に係る線量等管理実施状況報告

発電所長は、発電所構内において指定緊急作業等又は放射線業務に従事する全ての指定緊急作業等従事者等（元方事業者及びその関係請負人の労働者を含む。）に係るものを取りまと

また、当該報告については、緊急作業従事者を放射線業務等に従事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、緊急作業従事者の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

- (3) 報告に当たっては、原則として、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）により報告すること。また、各事業場において健康診断結果を電磁的記録で管理している場合であって、上記による報告が困難な場合は、一般健康診断結果については別添1のデータフォーマット、電離則又は除染則に基づく健康診断結果については別添2のデータフォーマットのCSV形式による電磁的記録により報告すること。

なお、健康診断結果の個人票に、過去の健康診断結果や複数の労働者の健康診断結果が記載されている等、複数回、複数人の健康診断結果が記載されている場合には、報告対象となる健康診断結果に矢印を付しそれ以外の健康診断結果を斜線等で消去すること、又は、報告対象となる労働者及び健診実施年月日の一覧を別途添付すること等により、対象を明確にした上で報告すること。

(4) (略)

2 電離則第59条の2第2項の規定による線量等管理実施状況報告について

(1) 発電所構内での作業に係る線量等管理実施状況報告

発電所長は、発電所構内において指定緊急作業又は放射線業務に従事する全ての指定緊急作業従事者等（元方事業者及びその関係請負人の労働者を含む。）に係るものを取りまと

めて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

この場合、元方事業者及び関係請負人から改めて報告する必要はないが、線量等管理実施状況報告に記載されている労働者の住所、所属事業場等に変更があった場合は、元方事業者において、関係請負人の労働者に係る変更をとりまとめ、東京電力を通じる等により、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

(2) 発電所以外の原子力施設等での作業に係る線量等管理実施状況報告

当該報告については、指定緊急作業等従事者を放射線業務等に從事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、指定緊急作業等従事者等の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

(3) (略)

3 大臣指針に基づくがん検診等の結果の報告について

(1) 大臣指針の第2の2に定めるがん検診等の検査を指定緊急作業等従事者等に対して実施した場合、大臣指針第4の1(2)により、受診者

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

この場合、元方事業者及び関係請負人から改めて報告する必要はないが、線量等管理実施状況報告に記載されている労働者の住所、所属事業場等に変更があった場合は、元方事業者において、関係請負人の労働者に係る変更をとりまとめ、東京電力を通じる等により、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

なお、平成28年4月1日から施行される予定の改正電離則第59条の2において提出が義務づけられる特例緊急作業従事者に係る線量等管理実施状況報告書についても、同様の取扱いとすること。

(2) 発電所以外の原子力施設等での作業に係る線量等管理実施状況報告

当該報告については、指定緊急作業従事者等を放射線業務等に從事させる全ての事業者（当該労働者が転職した場合の転職先の事業者を含む。）に義務付けられているところ、発電所以外の原子力発電所等であっても、緊急作業従事者の長期的健康管理を適切に行う観点から、原則として、元方事業者において関係請負人の労働者に係るものを取りまとめて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。

なお、平成28年4月1日から施行される予定の改正電離則第59条の2において提出が義務づけられる特例緊急作業従事者に係る線量等管理実施状況報告書についても、同様の取扱いとすること。

(3) (略)

3 大臣指針に基づくがん検診等の結果の報告について

(1) 大臣指針の第2の2に定めるがん検診等の検査を緊急作業従事者等に対して実施した場合、大臣指針第3の1(2)により、受診者の同意

の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む結果を厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。また、白内障に関する眼の検査において水晶体の写真を撮影した場合は、その写真を電磁的記録等により提出すること。

- (2) 報告に当たっては、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）又はCSV形式による電磁的記録により報告すること。CSV形式による電磁的記録による場合は、別添4のデータフォーマットを使用すること。

なお、検診結果の報告について受診者の同意を得られない場合は、別添4の検診の種類、個人番号、中央登録番号、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、実施年月日を記載し、実施した検査項目の欄に「提出不同意」と記載して報告すること。その他、1(3)のなお書き及び1(4)に準ずること。

- (3) (略)

4 その他

電磁的記録で提出する場合は、原則として、提出媒体は、DVD等のメディアによること。なお、当該メディアは返却しないことに留意すること。

様式1（別紙4関係） 発電所作業員の長期的健康管理結果報告について

1～6 (略)

別添1・別添2 (略)

を得た上で、医師の診断・所見を含む結果を厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。また、白内障に関する眼の検査において水晶体の写真を撮影した場合は、その写真を電磁的記録等により提出すること。

- (2) 報告に当たっては、原則として、健康診断結果の個人票の写し（電磁的記録媒体により報告する場合は当該個人票をスキャンしたPDF形式による電磁的記録）により報告すること。また、各事業場において健康診断結果を電磁的記録で管理している場合であって、上記による報告が困難な場合は、別添4のデータフォーマットのCSV形式による電磁的記録により報告すること。

なお、検診結果の報告について受診者の同意を得られない場合は、別添4の検診の種類、個人番号、中央登録番号、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、実施年月日を記載し、実施した検査項目の欄に「提出不同意」と記載して報告すること。その他、1(3)のなお書き及び1(4)に準ずること。

- (3) (略)

4 その他

電磁的記録で提出する場合は、原則として、提出媒体は、DVD等のメディアによること。なお、USBメモリ等で提出した場合、当該USBメモリは返却しないことに留意すること。

様式1（別紙3関係） 発電所作業員の長期的健康管理結果報告について

1～6 (略)

別添1・別添2 (略)

新	旧								
<p style="text-align: center;">別添3の1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作業・被ばく状況に係るデータフォーマット (留意事項) ● 下表の左欄の項目について、1人の対象期間ごとに各項目をコマで区切って1行のデータとすること。 ● 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。 	<p style="text-align: center;">別添3の1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作業・被ばく状況に係るデータフォーマット (留意事項) ● 下表の左欄の項目について、1人の対象期間ごとに各項目をコマで区切って1行のデータとすること。 ● 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。 								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="590 224 638 750">提出フォーマット</th> <th data-bbox="590 750 638 1870">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="638 224 1332 750"> <p>元請企業、問合せ先企業、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、性別(男・女)、個人番号、中央登録番号、緊急作業従事前の被ばく線量、郵便番号、住所、電話番号、緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号</p> </td> <td data-bbox="638 750 1332 1870"> <p>(個人識別情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない ● 外国人の場合はアルファベット表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ● 生年月日:年は西暦で記載すること。 ● 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ● 緊急作業従事以前の被ばく線量:不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ● 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	提出フォーマット	備考	<p>元請企業、問合せ先企業、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、性別(男・女)、個人番号、中央登録番号、緊急作業従事前の被ばく線量、郵便番号、住所、電話番号、緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号</p>	<p>(個人識別情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない ● 外国人の場合はアルファベット表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ● 生年月日:年は西暦で記載すること。 ● 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ● 緊急作業従事以前の被ばく線量:不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ● 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="590 1131 638 1657">提出フォーマット</th> <th data-bbox="590 1657 638 1870">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="638 1131 1332 1657"> <p>元請企業、問合せ先企業、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、性別(男・女)、個人番号、中央登録番号、緊急作業従事前の被ばく線量、郵便番号、住所、電話番号、緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号</p> </td> <td data-bbox="638 1657 1332 1870"> <p>(個人識別情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人について、氏名欄は、漢字表記を持たない ● 外国人の場合はアルファベット表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ● 生年月日:年は西暦で記載すること。 ● 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ● 緊急作業従事以前の被ばく線量:不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ● 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	提出フォーマット	備考	<p>元請企業、問合せ先企業、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、性別(男・女)、個人番号、中央登録番号、緊急作業従事前の被ばく線量、郵便番号、住所、電話番号、緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号</p>	<p>(個人識別情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人について、氏名欄は、漢字表記を持たない ● 外国人の場合はアルファベット表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ● 生年月日:年は西暦で記載すること。 ● 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ● 緊急作業従事以前の被ばく線量:不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ● 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。
提出フォーマット	備考								
<p>元請企業、問合せ先企業、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、性別(男・女)、個人番号、中央登録番号、緊急作業従事前の被ばく線量、郵便番号、住所、電話番号、緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号</p>	<p>(個人識別情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない ● 外国人の場合はアルファベット表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ● 生年月日:年は西暦で記載すること。 ● 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ● 緊急作業従事以前の被ばく線量:不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ● 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 								
提出フォーマット	備考								
<p>元請企業、問合せ先企業、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、性別(男・女)、個人番号、中央登録番号、緊急作業従事前の被ばく線量、郵便番号、住所、電話番号、緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号</p>	<p>(個人識別情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人について、氏名欄は、漢字表記を持たない ● 外国人の場合はアルファベット表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ● 生年月日:年は西暦で記載すること。 ● 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ● 緊急作業従事以前の被ばく線量:不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ● 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 								

<p>対象期間 (〇年〇月分), 当月従事開始日, 外部被ばく実効線量 (mSv), 眼の水晶体の等価線量 (mSv), 皮膚の等価線量 (mSv),</p> <p>預託線量 (mSv), 測定日, 摂取日, 核種, 計測値 (Bq又はcpm), 核種, 計測値 (Bq又はcpm), 核種, 計測値 (Bq又はcpm), 核種, 計測値 (Bq又はcpm),</p> <p>通常・指定緊急作業等の区別 (通常・指定緊急) の内容, 作業の場所, 作業の使用状況, 備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 (対象月分累積線量) 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの期間の累積線量を報告すること。 年は西暦で記載すること。 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。暫定値の場合は備考欄に暫定と記載して報告すること (内部被ばく測定結果) 計測値 (Bq 又は cpm) : 単位を記載すること。 (Bq 又は cpm は数値の後に付け、半角とすること。) (作業の場所・作業内容) 作業の場所: 通常作業の場合も記載すること。東電福島第一原子力発電所での放射線業務 (通常作業を含む) は当該施設名称を記載すること。 作業の内容: 指定緊急作業の場合に記載。報告対象者が従事した作業に関して、原子力事業者又は元力事業者が所轄労働基準監督署に 	<p>対象期間 (〇年〇月分), 当月従事開始日, 外部被ばく実効線量 (mSv), 眼の水晶体の等価線量 (mSv), 皮膚の等価線量 (mSv),</p> <p>預託線量 (mSv), 測定日, 摂取日, 核種, 計測値 (Bq又はcpm), 核種, 計測値 (Bq又はcpm), 核種, 計測値 (Bq又はcpm),</p> <p>通常・指定緊急作業の区別 (通常・指定緊急), 作業の場所, 作業の内容, 安定ヨウ素剤の使用状況, 備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 (対象月分累積線量) 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの期間の累積線量を報告すること。 年は西暦で記載すること。 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。暫定値の場合は備考欄に暫定と記載して報告すること (内部被ばく測定結果) 計測値 (Bq 又は cpm) : 単位を記載すること。 (Bq 又は cpm は数値の後に付け、半角とすること。) (作業の場所・作業内容) 作業の場所: 通常作業の場合も記載すること。東電福島第一原子力発電所での放射線業務 (通常作業を含む) は当該施設名称を記載すること。 作業の内容: 指定緊急作業の場合に記載。報告対象者が従事した作業に関して、原子力事業者又は元力事業者が所轄労働基準監督署に
---	---	--	---

	<p>提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。</p> <p>作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の使用状況：安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。
	<p>提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。</p> <p>作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の使用状況：安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。

新	旧
<p>別添3の2・別添4 (略)</p> <p>様式第1号 放射線管理計画の届出</p> <p>【備考】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合は、東京電力から発注された作業の件名を記入すること。</p> <p>3～12 (略)</p> <p>様式第2号 東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届(放射線管理計画を提出していない作業に係るもの)</p> <p>【備考】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「元方事業場」の欄は、東京電力が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名(例:東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー)を記入し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記入すること。</p> <p>元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記入すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 「作業の名称」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合は、東京電力から発注された名称を記入すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1か月を超えないこと。発注された工期が1か月を超える場合は、分割して作業届を提出することし、分割して届け出る場合括弧内には全体の工期を記入すること。</p> <p>7 「作業の概要」の欄は、可能な限り具体的に記入するものとし、作業工程の概要が分かる書面及び実際の作業場所がわかる図面を添付すること。</p>	<p>別添3の2・別添4 (略)</p> <p>様式第1号 放射線管理計画の届出</p> <p>【備考】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合は、東京電力(株)から発注された作業の件名を記入すること。</p> <p>3～12 (略)</p> <p>様式第2号 東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届(放射線管理計画を提出していない作業に係るもの)</p> <p>【備考】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「元方事業場」の欄は、東京電力(株)が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名(例:東京電力(株)福島第一原子力発電所)を記入し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記入すること。</p> <p>元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力(株)の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記入すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 「作業の名称」の欄は、元方事業場が東京電力(株)以外の場合は、東京電力(株)から発注された名称を記入すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1ヶ月を超えないこと。発注された工期が1ヶ月を超える場合は、分割して作業届を提出することし、分割して届け出る場合括弧内には全体の工期を記入すること。</p> <p>7 「作業の概要」の欄は、可能な限り具体的に記入するものとし、作業工程の概要が分かる書面及び実際の作業場所がわかる図面を添付すること。</p>

括弧内に作業規模（1日当たりの作業員数×1日当たりの作業時間×作業日数）を記入すること。また、当該作業が平成23年12月16日付け基発1216第1号通達の記の第3（1）で定める作業（特定高線量作業）に該当する場合には、特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票（様式第5号）を添付すること。また、東京電力が、発注した作業の工事監理について自ら作業を行う者として作業届を提出する場合は、工事監理の対象となる作業名称（発注した工事名称）と発注先、当該作業の作業届の提出状況及び提出されている場合は受理番号について記入した書類を添付すること。

8～15 （略）

様式第3号 東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届（放射線管理計画を提出した作業に係るもの）

【備考】

1、2 （略）

3 「元方事業場」の欄は、東京電力が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー）を記入し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記入すること。

元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記入すること。

4、5 （略）

6 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力から発注された作業の件名を記入すること。

7 （略）

8 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1か月を超えないこと。発注された工期が1か月を超える場合は、分割して作業届を提出することとし、分割して届け

括弧内に作業規模（1日当たりの作業員数×1日当たりの作業時間×作業日数）を記入すること。また、当該作業が平成23年12月16日付け基発1216第1号通達の記の第3（1）で定める作業（特定高線量作業）に該当する場合には、特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票（様式第5号）を添付すること。また、東京電力（株）が、発注した作業の工事監理について自ら作業を行う者として作業届を提出する場合は、工事監理の対象となる作業名称（発注した工事名称）と発注先、当該作業の作業届の提出状況及び提出されている場合は受理番号について記入した書類を添付すること。

8～15 （略）

様式第3号 東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届（放射線管理計画を提出した作業に係るもの）

【備考】

1、2 （略）

3 「元方事業場」の欄は、東京電力（株）が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力（株）福島第一原子力発電所）を記入し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記入すること。

元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力（株）の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記入すること。

4、5 （略）

6 「作業の件名」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力（株）から発注された作業の件名を記入すること。

7 （略）

8 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1ヶ月を超えないこと。発注された工期が1ヶ月を超える場合は、分割して作業届を提出することとし、分割して届け

<p>出る場合は、括弧内に全体の工期を記入すること。</p> <p>9、10 (略)</p> <p>様式第4号～第6号 (略)</p>	<p>出る場合は、括弧内に全体の工期を記入すること。</p> <p>9、10 (略)</p> <p>様式第4号～第6号 (略)</p>
---	---

